

Ⅷ 林業の部

この部には、「2020年農林業センサス」、「木材統計調査」、「木材流通統計調査」、「林業産出額」及び「林業経営統計調査」の結果を収録しました。

1 林業経営体

農林業経営体のうち、以下のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

- (1) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (2) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

2 林産物

(1) 素材生産量

各需要部門別に、木材加工場に入荷した素材量から外国産材を除いて算出しました。

(2) 特用林産物生産量

特用林産物とは、食用である「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、「わらび」、「ぜんまい」等の山菜類等、また、非食用である「うるし」、「竹材」、「桐材」等の伝統的工芸品を始めとする各種原材料及び燃料用を中心とする「木炭」等、森林原野を起源とする生産物のうち一般用材を除くものです。

林野庁林政部経営課特用林産対策室「特用林産基礎資料」より主なものを収録しました。

3 木材及び製材

(1) 製材

製材とは、製材機を用いて、素材(用材に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含む。)から板類、ひき割類又はひき角類を生産することをいいます。

(2) 木材チップ

チップーを用いて生産したパルプ、紙、繊維板及び削片板等を原料とする木材の小削片をいいます。

(3) 合板

合板とは、原則として単板を3枚以上繊維方向を直角に接着剤で張り合わせたものをいいます。

単板とは、ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して生産された木材の薄板で、合板に用いるものをいいます。

4 木材価格

製材用素材価格は製材工場、木材チップ用素材価格は木材チップ工場における工場着購入価格です。

木材チップ価格はパルプ向け工場における工場渡し販売価格です。

木材製品卸売価格は、木材市売市場にあつてはセリ又は入札による取引価格、木材センター及び木材卸売業者にあつては店頭渡し販売価格です。

5 林業産出額及び生産林業所得

林産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、各林産物生産量に価格を乗じて産出額を推計しました。生産林業所得（全国のみ）は、林業経営統計調査等から得られる所得率を乗じて推計しました。

6 林業経営統計（家族経営体 1経営体当たり）

林業経営体の財産状況、収支状況、施業状況等の経営実態を明らかにし、「森林・林業基本法」に基づく林業行政等を推進するための資料を整備することを目的とし、平成25年以降は5年ごとに実施しています。

平成30年調査の林業経営体の家族経営体とは、以下に該当するもので、調査期間は、平成30年1～12月です。

- (1) 保有山林面積が20ha以上で、過去1年間に林木に係る施業労働日数が30日以上の子帯員等がある経営体。
- (2) 過去1年間に林木に係る施業労働日数が30日以上の子帯員等がない経営体で過去1年間の施業面積（委託を含む）が次のいずれかに該当するもの。
 - ア 主伐面積1ha以上
 - イ 植林面積又は利用間伐面積が2ha以上（両作業種の合計を含む）
 - ウ 保育面積（切捨間伐、下刈り等）が5ha以上

なお、平成25年調査の林業経営調査の対象経営体は以下いずれかに該当するもので、調査期間は平成25年4月～平成26年3月です。

- (1) 保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業（育林、伐採及び素材生産）を行っていること。
- (2) 保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上であること。